

公益社団法人日本分析化学会 代議員選挙規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本分析化学会（以下「学会」という。）定款第14条の規定に基づき、代議員の選出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙権)

第2条 選挙権は、選挙が行われる年度の1月1日現在における正会員、教育会員及び維持会員が、これを有する。

(代議員の選出)

第3条 代議員は、学会の正会員、教育会員及び維持会員の全有権者による投票により選出する。

2 別に定める役員等候補者選考委員会（以下選考委員会と略記する）において、選挙が行なわれる年度の11月30日までに代議員候補者を募り、翌年1月発行の機関誌により候補者を会員に通知し、2月の理事会以前に選挙を実施する。

3 選考委員会は、再選挙にあつては、これを行うべき事由を生じてから3か月以内に選挙が終了するよう選挙を実施する。

(代議員選挙の管理)

第4条 代議員選挙は、選考委員会の管理のもとで行う。

(代議員支部推薦候補者の選考)

第5条 支部は、支部所属の正会員、教育会員及び維持会員の中から候補者を推薦できるものとする。

2 支部は前項の推薦をするにあたっては、広く支部所属の正会員、教育会員及び維持会員に推薦希望の有無を募らなければならない。

3 支部長が、会長に推薦する代議員候補者中には、当年度の役員及び支部長であつて退任する者及び次期支部長を含むことができる。

(代議員支部推薦以外の立候補者の届け出)

第6条 正会員、教育会員及び維持会員のうち、代議員に立候補しようとする者は、自薦又は正会員、教育会員、維持会員の推薦により、選考委員会に、その定める締切日までに届け出る。

(代議員選挙の方法)

第7条 各支部の推薦候補者数は、当該支部に所属する年度初めの正会員、教育会員及び維持会員の数を勘案の上、選挙のつど理事会が決定し、選考委員会に通知する。

2 選考委員会は、正会員、教育会員及び維持会員に対して機関誌による広告により代議員選挙を案内し、立候補者を募集する。選考委員会は、各支部に代議員選挙を案内する。

3 選考委員会は支部推薦候補者を機関誌の広告により各支部の正会員、教育会員及び維持会員に周知させ、支部推薦以外の立候補者を同様の方法により全正会員、教育会員及び維持会員に周知させる。

4 支部推薦によって選出された代議員が、その選出された支部から別の支部に所属を変更した場合でも、選出された支部の定数に含まれるものとする。

(代議員選挙の投票)

第8条 選挙は有権者の郵便投票によって行う。

2 選挙期日までの消印のある場合で開票前に到着したものは有効とする。

3 投票に際して、投票者本人が有権者であるかどうかを選考委員会が確認するために封筒外側に氏名を記入するものとする。

4 投票に際して投票者を確認するためにとられた措置による個人情報投票の有効性を確認する以外にはこれを用いてはならない。

(代議員選挙の投票の効力)

第9条 投票の効力は選考委員会が決定する。この決定に当たっては第2項の規定に該当しない限りにおいて、投票者の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

2 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

(1) 本規則及び選考委員会で定める細則・投票方法その他の規定に違反するもの。

(2) 選挙期日後に到着したもの（開票前に到着したもので選挙期日までの消印のあるものは有効とする）。

(3) 記名投票の場合は、次の通りとする。

① 記載した氏名のうちの一部が、何人を記載したかを確認し難いときは、その部分のみを無効とする。

② 同一の氏名を重複して記載したものは、1個の記載とみなす。

(4) 同一の氏名、氏または名の候補者が2人以上いる場合において、そのいずれかを区別し難い投票は、当該候補者の他の有効投票に按分して、それぞれ加えるものとする。この場合は1票未満の端数は切り捨てる。

(代議員当選人の決定)

第10条 選考委員会で別段の定めをした場合を除いて、有効投票の得票数の多い順位に

よって当選人を決める。

- 2 選考委員会は、当選人が決定した場合には、これを直ちに会長に報告する。

(代議員当選の無効)

第11条 当選人が定款第13条によって正会員、教育会員及び維持会員の資格を欠くに至った場合においては、当選は無効とする。

- 2 有権者は、選挙がこの規則に違反して行われたことを理由に当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後2か月以内に選考委員会に文書をもって異議の申立をすることができる。この場合に選考委員会は、それが選挙の結果に異同を及ぼすおそれがあると認めたときは、選挙の全部または一部の無効を決定し、再選挙を行う。

(代議員の公告)

第12条 会長は、選任した代議員を、すみやかに本会会誌に公告しなければならない。

(代議員の解任)

第13条 代議員が次の各号の一に該当するときは、総会において代議員現在数の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

- 2 前項の規定により代議員を解任しようとするときは、当該代議員に当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において、当該代議員に弁明の機会を与えなければならない。

- 3 第1項により解任すべき事由があると考える正会員、教育会員、又は維持会員は、当該代議員の氏名を記載の上、郵便ハガキもしくは官製ハガキで、解任すべき事由を記載して、当該代議員の所属する支部に送付して申し出を行うことができる。

- 4 100名以上の正会員、教育会員及び維持会員から前項の申し出を受けた代議員については、理事会において、解任を総会に諮るか否かの決議を行う。

(記録の保存)

第14条 選考委員会は投票の記録を作成し、全投票とともにこれを当該選挙にかかる代議員の任期中は保存しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条
第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2019年10月1日一部改定